

平成19年3月27日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号  
GMOホスティング&セキュリティ株式会社  
代表取締役社長 青 山 満

## 第14回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成19年3月26日開催の当社第14回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

### 報告事項

1. 第14期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。
2. 第14期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記書類の内容を報告いたしました。

### 決議事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

期末配当は、1株につき2,180円となります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
(商号) 第1条 当社は、GMOホスティング&セキュリティ株式会社と称し、英文ではGMO HOSTING & SECURITY, INC.と表示する。	(商号) 第1条 (条文現行どおり)

変 更 前	変 更 後
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネットに接続したウェブサーバ、メールサーバまたはその他の電気通信設備を顧客に利用させる事業</li> <li>2. 出版業</li> <li>3. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス</li> <li>4. 特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の無体財産権のリース及び賃貸、並びにその媒介</li> <li>5. コンピュータ通信網及びインターネットを利用した情報の収集、分析、処理</li> <li>6. コンピュータシステムの分析、設計</li> <li>7. コンピュータ操作要員、コンピュータシステム開発・運用技術者、ソフトウェア開発・運用技術者及びその他のコンピュータ関連技術者の養成指導及び訓練に関する事業</li> <li>8. 商業・工業デザインの企画、製作</li> <li>9. 通信販売業者からの依頼による商品情報の提供及び商品発送業務</li> <li>10. 電気通信機器具及びインターネットに関わるシステムの製造、保全、売買</li> <li>11. 通信ネットワークシステムに関する企画、開発、保守、コンサルティング及び販売</li> <li>12. 情報通信システムの企画、設計並びに管理運営に関する導入指導及び代行業</li> <li>13. 前各号に付帯する一切の業務</li> </ol>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (条文現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>_____<u>取締役会</u></p> <p>_____<u>監査役</u></p> <p>_____<u>監査役会</u></p> <p>_____<u>会計監査人</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。</p> <p>(2) やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、343,600株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>(2) <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>(3) <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株株の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類、株株の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する手続き及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 (条文現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (条文現行どおり)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の定めにより、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>(2) <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>(3) <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、<u>法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(基準日)  第9条 <u>当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(招集)  第10条 <u>当社の定時株主総会は営業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p>	<p>(招集)  第11条 <u>当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(招集地)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第12条 <u>株主総会は、東京都区内においてこれを招集する。</u></p>
<p>(招集権者及び議長)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p>
<p>第11条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>  (2) <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第13条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p>
<p>(決議の方法)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p>
<p>第12条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数で行う。</u>  (2) <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>第14条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>  (2) (条文現行どおり)</p>
<p>(決議の方法)</p>	<p>(決議の方法)</p>
	<p>第15条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主（実質株主を含む。以下同じ。）の議決権の過半数をもって行う。</u>  (2) <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(2) 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(2) (条文現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(2) 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>(2) (条文現行どおり)</p>
<p>(員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は10名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第19条 (条文現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(3) 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(3) (条文現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(任期) 第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) (条文現行どおり)</p>
<p>(取締役の解任) 第18条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(取締役の解任) 第22条 (条文現行どおり)</p>
<p>(役付取締役) 第19条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(役付取締役) 第23条 (条文現行どおり)</p>
<p>(代表取締役) 第20条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役) 第24条 (条文現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 (条文現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第26条 (条文現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役会の決議方法)  第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)  第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(2) 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、<u>取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)  第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(2) 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の議事録)  第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(2) (条文現行どおり)</p> <p>(取締役規程)  第29条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(報酬及び退職慰労金)  第25条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)  第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)  第26条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができるものとする。</u></p> <p>(2) 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により社外取締役との間に同条第1項第5号の行為による賠償責任に関し、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができるものとする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)  第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができるものとする。</u></p> <p>(2) 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により社外取締役との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任に関し、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができるものとする。</u></p>
<p>(員数)  第27条 当社の監査役は3名以内とする。</p>	<p>(員数)  第32条 (条文現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(選任方法) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>(選任方法) 第33条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任期) 第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の<u>残存期間と同一</u>とする。</p>	<p>(任期) 第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(2) <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(監査役会の招集) 第30条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の招集) 第35条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) <u>監査役の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議方法) 第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第36条 (条文現行どおり)</p>
<p>(監査役会の議事録) 第32条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(2) 前項の議事録は、その原本を本店に10年間備え置く。</p>	<p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(2) (条文現行どおり)</p>
<p>(監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程) 第38条 (条文現行どおり)</p>



変 更 前	変 更 後
<p>(報酬及び退職慰労金)  <b>第34条</b> <u>監査役</u>の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役<span>の責任免除</span>)  <b>第35条</b> 当社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができるものとする。  (新設)</p> <p>(営業年度及び決算期)  <b>第36条</b> 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とし、毎年12月31日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)  <b>第37条</b> <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</u></p> <p>(中間配当)  <b>第38条</b> 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)  <b>第39条</b> <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>(報酬等)  <b>第39条</b> <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役<span>の責任免除</span>)  <b>第40条</b> 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができるものとする。  (2) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により社外監査役との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任に関し、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができるものとする。</u></p> <p>(事業年度)  <b>第41条</b> 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)  <b>第42条</b> <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)  <b>第43条</b> 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)  <b>第44条</b> <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案のとおり、青山 満氏、熊谷正寿氏、中条一郎氏、深山智房氏、田中康明氏、関野倫有氏および安田昌史氏の7名が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり、藤田智秀氏および佐藤明夫氏の2名が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 役員賞与支給の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

以 上